池田金属工業株式会社、井上鋲螺工業株式会社、株式会社ハヤシダ、ニットー金属工業株式会社、有限会社錺平、岡總株式会社、株式会社カンタス、大喜多株式会社、太洋ねぢ株式会社、田原株式会社、大和鋲螺工業株式会社、第一ボールト株式会社、株式会社前野商会、株式会社丸正ネジ、株式会社丸エム製作所、株式会社幸伸、小林産業株式会社、小林鋲螺株式会社、秋津螺旋株式会社、サンコーインダストリー株式会社、株式會社湯川商店、由良産商株式会社、明和鋲螺株式会社、株式会社ダイイチ、株式会社三晃商店、有限会社平野製作所、山一精工株式会社、株式会社山田製作所、株式會社ゴトウ、株式会社アサヒ金属製作所、阪神ネジ株式会社、株式会社アイテクス、株式会社岩崎商店、春田産業株式会社、豊栄商事株式会社、小川幸金属株式会社、加藤金属興業株式会社、浪速金属株式会社、寺山金属株式会社、株式会社サクラ金属、イーコット株式会社、四国黄銅株式会社、松浦商事株式会社、平和金属株式会社、株式会社ヨシダサダ、株式会社山城屋、田原金属株式会社、イクイ興産株式会社、関西金属株式会社、山崎メタル株式会社、株式会社西岡商店、株式会社加藤義商店、橋本金属株式会社、株式会社青木克商店、柳川金属株式会社、株式会社奥村商店、株式会社長濱商店、株式会社吉本商店、合資会社川崎滓銅所、信和金属株式会社、株式会社阪田商店、大銅金属株式会社、橋本アルミ株式会社、西谷商事株式会社、大阪地金株式会社、大阪アサヒ商事株式会社、奥村金属株式会社、芳澤鉛錫株式会社、株式会社テクノアソシエ、保井金属株式会社、近畿金属商工株式会社、株式会社井口商店、木村金属株式会社、株式会社大岡商店、信栄金属株式会社、神商非鉄株式会社、昭和電工アルミ販売株式会社、三栄軽金属株式会社、成田金属産業株式会社、アルバッド株式会社、株式会社カクダイ、株式会社大野商会、株式会社ヨシダコーポレーション、アヅマ工具株式会社、株式会社大都、オカダ産業株式会社、井澤金属株式会社、山中産業株式会社、天野産業株式会社、大阪金属問屋健康保険組合、大阪非鉄金属商工協同組合、大阪金属問屋厚生年金基金、協業組合大阪ねじセンター、内橋エステック株式会社、株式会社大阪アサヒメタル工場、株式会社ニホンゲンマ、株式会社イクチ、サント金属株式会社、株式会社アサヒメタル分析センター、株式会社富重商店　以上大阪府大阪市、末広金属商事株式会社　大阪府箕面市、日東金属株式会社　大阪府高槻市、大西鋲螺株式会社

大阪府寝屋川市、有限会社カマクラ金属　大阪府茨木市、株式会社スガアオキ　大阪府枚方市、鳥居金属興業株式会社、若井ホールディングス株式会社、吉野金物株式会社、ジョー・プリンス竹下株式会社、株式会社ツチノ、株式会社キワム、株式会社大成、株式会社クマモト、株式会社松富、株式会社丸十、小庄金物株式会社、榎本金属株式会社、清水株式会社、株式会社ハイロジック、藤井商事株式会社、株式会社ハギハラ製作所、森村金属株式会社、アイワ金属株式会社、株式会社ヤナイ、株式会社ダイニヒガキ、和気産業株式会社、梶原産業株式会社、株式会社ロワール、株式会社テライ、株式会社オオヤマ、株式会社コムウエル・フジサワ、株式会社サンワ・アイ、株式会社三笠・鋲螺、株式会社隅田鋲螺製作所、株式会社コノエ、株式会社コボリ、株式会社マルエム、太和黄銅株式会社、辰巳屋金属株式会社、村木商事株式会社、山内金属株式会社、トーブツテクノ株式会社、中野金属株式会社、奥田金属株式会社、カワシマ盛工株式会社、三和金属株式会社、泉金物株式会社、株式会社川嶋、株式会社望月、大阪利器工匠具卸協同組合、大阪金物団地協同組合　以上大阪府東大阪市、臼田金属株式会社　大阪府大東市、株式会社若間本店、アサノ住器金属株式会社　以上大阪府松原市、常進工業株式会社　大阪府八尾市、茶円金属株式会社　大阪府羽曳野市、株式会社オカモト、石川金属株式会社　以上大阪府堺市、住商メタレックス株式会社　東京都千代田区、山中産業株式会社東京支店　東京都中央区、株式会社オーバル　京都府京都市、ツヴィリングＪ．Ａ．ヘンケルスジャパン株式会社　岐阜県関市、西原産業株式会社

兵庫県神戸市、大河内金属株式会社、有限会社共栄金属　以上兵庫県尼崎市、株式会社メガサス　兵庫県朝来市

4．解散の理由　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項による。

5．解散認可年月日　平成30年３月１日

平成30年３月14日

大阪市中央区南船場１丁目12番27号

大阪金属問屋厚生年金基金

理事長　児玉　直樹

厚生年金基金清算人就任公告

当厚生年金基金は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項により解散しましたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた同政令第２条第８号に規定する廃止前厚生年金基金令第43条に基づき次のとおり公告します。

1．清算人氏名　代表清算人　児玉　直樹

2．住所　大阪市中央区南船場１丁目12番27号

平成30年３月14日

大阪金属問屋厚生年金基金

理事長　児玉　直樹

行旅死亡人

本籍・住所・職業・氏名・年齢不詳の女性

上記の者は、千葉県富里市七栄579番地７香取優公方居室内から発見されたもので死亡年月日は不詳です。身元不明につき遺体は火葬に付し、遺骨を保管してあります。心当たりの方は、富里市社会福祉課生活支援班まで申し出てください。

平成30年３月14日

千葉県　富里市長　相川　堅治

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成三十年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月十四日

北海道北広島市大曲四五九番地一

福祥旅行株式会社

代表清算人　和田　和子

解散公告

当社は、平成三十年二月二十八日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月十四日

岩手県八幡平市扇畑五一番地一〇

株式会社斉隆林業

代表清算人　齋藤　隆夫

解散公告

当社は、平成三十年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月十四日

茨城県稲敷郡阿見町大字若栗三四一八番地

一八六

有限会社Ｔ＆Ｍリバー食品

清算人　米川　隆

解散公告

当社は、平成二十九年十二月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月十四日

栃木県さくら市上河戸一七五五番地

有限会社木村造園

清算人　木村　廣壽